

アイドリングストップ支援機器導入助成要綱

平成11年10月14日 制定
令和4年3月23日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が指定するアイドリングストップ支援機器を導入する際、協会が代金の一部を助成することとし、もって、アイドリングストップ運動の推進に努めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、次条に定めるアイドリングストップ支援機器を新たに導入する会員事業者とする。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象となる機器は、別表1に掲げるものとし、当該年度の4月1日から3月15日までに装着、支払いが完了したものとする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、以下のとおりとする。ただし、下記の両装置を合わせて1会員あたり3台を限度とする。また、取得価格には消費税及び地方消費税を含まない。

- ・エア（燃焼式）ヒーター 取得価格の1/2（上限60,000円）
- ・車載バッテリー式冷房装置 取得価格の1/2（上限60,000円）

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条に掲げる装置の装着及び代金の支払いが完了したときは、「アイドリングストップ支援機器導入助成申請書兼交付請求書」（様式1）（以下「申請書」という。）を、3月15日までに協会に提出するものとする。

- 2 前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。
- 3 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対し助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第7条 申請者は、助成金交付対象のアイドリングストップ支援機器導入の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の事項は、必要に応じて協会が別に定める。

(附則)

第1条 本要綱は、平成18年4月1日より施行する。

本要綱は、平成18年11月6日より施行する。(平成18年11月6日改正)

本要綱は、平成19年4月1日より施行する。(平成19年5月15日改正)

本要綱は、平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

本要綱は、平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は、平成22年4月1日より施行する。(平成22年3月16日改正)

本要綱は、平成22年5月7日より施行する。(平成22年5月7日改正)

本要綱は、平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は、平成23年4月1日より施行する。(平成23年5月9日改正)

本要綱は、平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は、平成24年4月1日より施行する。(平成24年5月8日改正)

本要綱は、平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は、平成27年4月1日より施行する。(平成27年3月25日改正)

本要綱は、平成28年4月1日より施行する。(平成28年3月28日改正)

本要綱は、平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月24日改正)

本要綱は、令和2年4月1日より施行する。(令和2年3月25日改正)

本要綱は、令和4年4月1日より施行する。(令和4年3月23日改正)